

最高裁秘書第2965号

令和元年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2276号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和27年9月24日付け最高裁判二第16854号事務総長通達「法廷等の秩序維持に関する法律および規則の運用について」（片面で7枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（拘束及び制裁手続の警備に関する情報）及び裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（拘束及び制裁手続の警備に関する情報）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

法廷等の秩序維持に関する法律および規則の運用について

昭和27年9月24日刑二第16854号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）および法廷等の秩序維持に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第二十号）の運用については、その制定の経過等にかんがみ、左記第一の諸点に特に留意されたく、また拘束の手続および制裁を科する裁判の執行については、とりあえず左記第二、第三の要領によりたいと思いますので、管下の裁判官に周知徹底方をお願いいたします。

左記事項のうち法務省および国家地方警察本部等に關係のある部分については、それぞれ関係当局（自治警については警視庁）の諒解を得ていますから申し添えます。ただ実施にあたつては、各地方裁判所ごとにその地の検察庁、国警、自治警、刑務所等と細部について更に御協議願います。

なお、右法律および規則による様式例（別紙）を当局において作成しましたので、参考のため送付します。

（別紙様式五葉添）

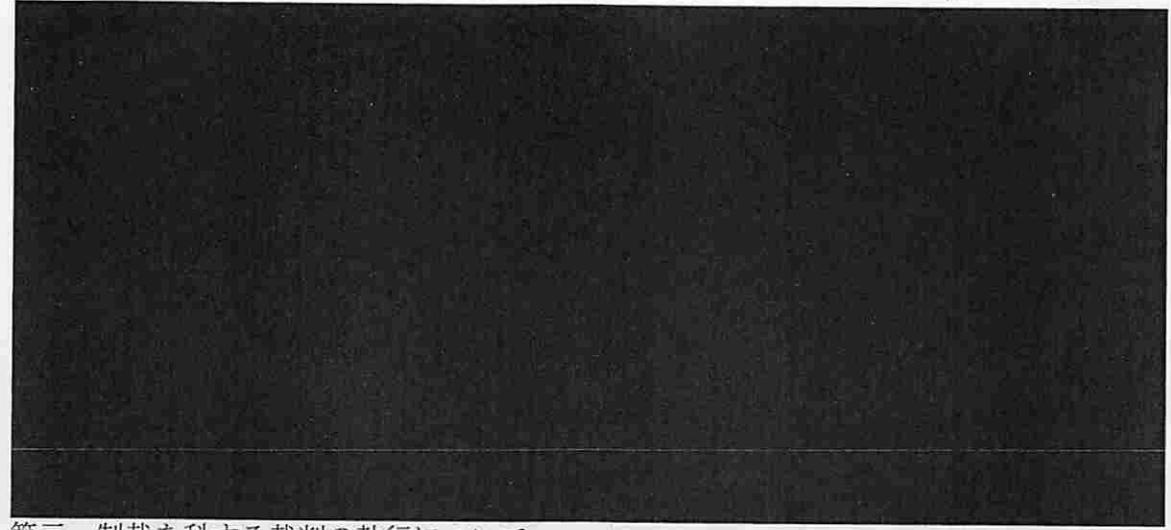
記

第一 運用上留意すべき点

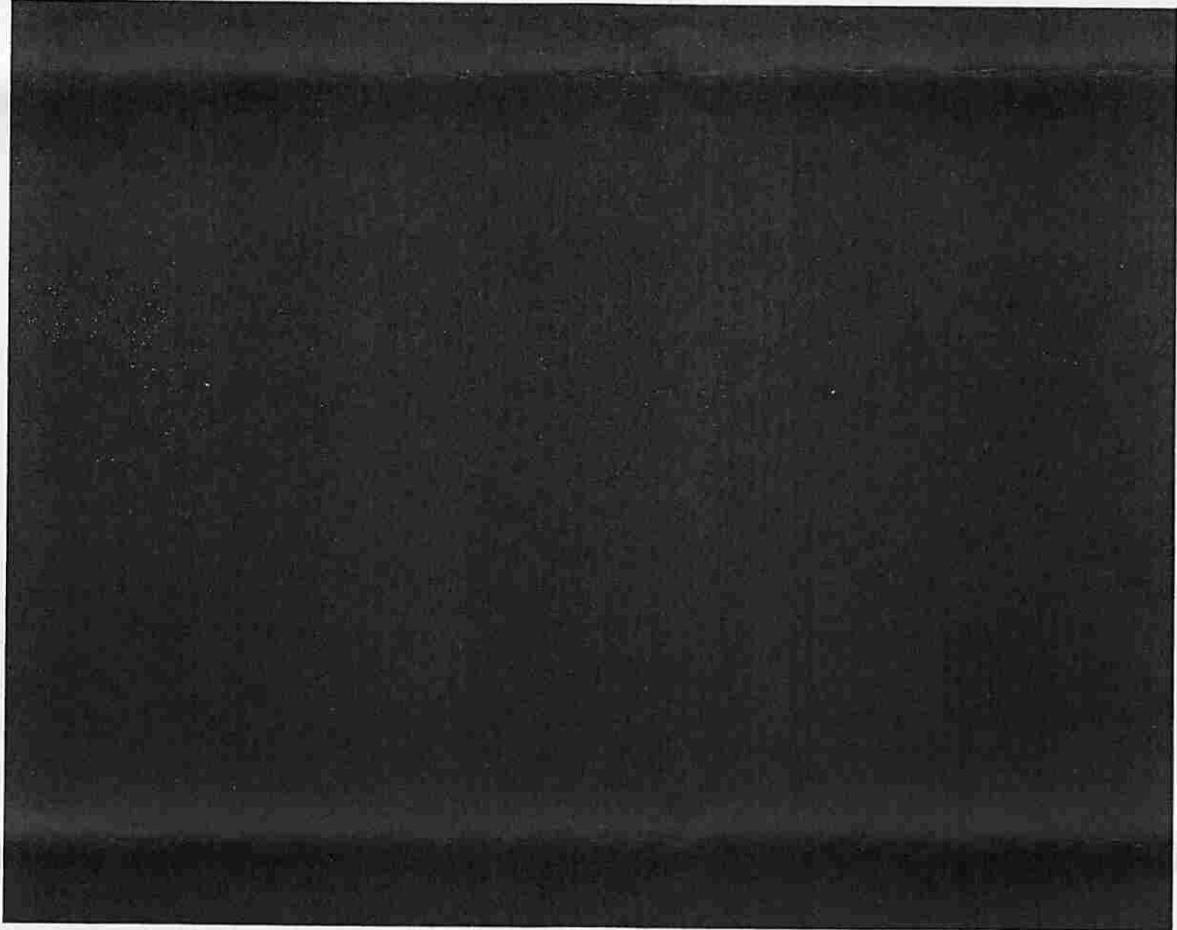


第二 拘束の手続について





第三 制裁を科する裁判の執行について



様式第一

留置命令

被拘束者氏名

拘束した日時 昭和 年 月 日

午前 時 分

法廷等の秩序維持に關する法律第三条第一項及び法廷等の秩序維持に關する規則第二条第一項により、右の者の拘束を命じ、留め置く場所として警察を指示した。

よひど、右の者を留め置かれたい。

昭和 年 月 日

裁判官
裁判所

警察署長 殿

様式第二 拘束手続書

被拘束者の氏名

年月日 時 昭和 年月日 午前 時 分

留め置いた場所

昭和 年月日

所属官署

取扱者官職氏名

本職は昭和 年月日午前 時 分右の被拘束者を受領し
警察署に留め置いた。

所属官署

取扱者官職氏名

本職は裁判所の命令により

昭和 年月日午前 時 昭和 年月日午前 時

分右の拘束者を釈放し

分

右の被拘束者を

監置場の長に

引き渡した。

当警察署の代用監置場に移した。

所属官署

取扱者官職氏名

様式第三

裁判官	被拘束者 氏 名
昭和 年 月 日	右の者の釈放を命ずる。
裁判所	

様式第四

(規則第二十一条第二項)

制裁を受 けた者	住居 職業 年令	裁判の主文	宣告 年月日	宣告裁判所(官)
右裁判の執行を命ずる。	年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	裁判所裁判官

殿

昭和
年
月
日

様式第五
指揮印

(規則第二十一条)

状 容		收 取		制 裁 を		執行した	
宣 告 年 月 日	氏 名 居 合	宣 告 年 月 日	年	年 月 日 時	昭 和 年 月 日	午 前 時 分	
裁判所(官)告				および場			
監置の期間	日 間			所			
執行を開始することができる期間	昭 和 年 月 日 まで	引致した					
右の者を右監置の裁判を執行するため収容する。		裁 判 所					
この令状は、右の期間経過後は、これを当裁判所に返還しなければならない。		その事由	執 行 す る こ と が で き な か つ た と き は				
昭 和 年 月 日	右のとおり相違ありません。						
裁判官	裁判所						
昭 和 年 月 日	官職氏名						
所屬官署							